平成２４年（フ）第１４４号
愛媛県四国中央市川之江町井地853番１　ユニ・チャーム井地アパート１階203号室、住民票上の住所徳島県三好市池田町西山峯ノ久保2905番地
債務者　岡田　岳大
１　決定年月日時　平成25年１月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第１４５号
愛媛県四国中央市川之江町井地853番１　ユニ・チャーム井地アパート１階203号室、住民票上の住所徳島県三好市池田町西山峯ノ久保2905番地
債務者　岡田　和美（旧姓竹中）
１　決定年月日時　平成25年１月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第１５９号
愛媛県新居浜市上原１丁目３番70号　竹本有佑方、前住所愛媛県新居浜市沢津町２丁目６番14号
債務者　髙橋　彩乃
１　決定年月日時　平成25年１月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第６号
宮崎県日向市山手町118番地　竹の上アパート201号
債務者　松下　俊一
１　決定年月日時　平成25年１月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第６６号
島根県浜田市殿町985番地２　103
債務者　中川　勇揮
１　決定年月日時　平成25年１月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２４年（フ）第３５８号
盛岡市本宮６丁目34番11号　メゾン・ド・ボヌールＡ101号
債務者　八重樫隆彦
１　決定年月日時　平成25年１月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第１号
高知県四万十市深木2332番地７
債務者　田中　元一
１　決定年月日時　平成25年１月30日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２５年（フ）第１０号
神戸市北区山田町小部字惣山30番地　ドミール北鈴201号
債務者　西川　敦子
１　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０７号
熊本県荒尾市増永1022番地
債務者　垰　　明美
１　決定年月日時　平成25年１月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２５年（フ）第２号
熊本県玉名郡長洲町大字長洲838番地５
債務者　稲田　　茜
１　決定年月日時　平成25年１月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２５年（フ）第４号
熊本県玉名市河崎64番地
債務者　吉川　信之
１　決定年月日時　平成25年１月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第２９１号
広島県神石郡神石高原町亀石513番地１
債務者　藤井　寿直
１　決定年月日時　平成25年１月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第１０号
広島県福山市新涯町４丁目21番７号　ファミール・シャトレーＣ101、旧住所広島県福山市水呑町3343番地４
債務者　間部祐佳里
１　決定年月日時　平成25年１月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第１８号
熊本市西区花園６丁目23番７―302号　花園団地７棟、前住所熊本市池田２丁目17番12号
債務者　宮﨑　梨奈
１　決定年月日時　平成25年１月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２０号
熊本市西区池田３丁目46番10号　テクノハウス池田101号
債務者　平川　寿梨
１　決定年月日時　平成25年１月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１３５号
山口県光市岩狩１丁目11番24号
債務者　久保　玲子
１　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第９３１号
名古屋市中区千代田１丁目15番22号
債務者　斉藤美枝子
１　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部